

藤原宮子の「大夫人」称号事件について

虎尾 達哉

神亀元年（七二四）、聖武天皇が勅旨により生母藤原宮子に「大夫人」の称号を授与したのに対し、左大臣長屋王以下の太政官議政官組織が論奏により公式令によれば宮子の称号は「皇太夫人」であると主張、結局、聖武はこの主張を容れて勅旨を撤回するに至った著名なこの事件の真相について、新説を提起した。

先づは、近年有力視されている河内祥輔氏の解釈に批判的検討を加えてこれを退け、この事件を伝える史料はそのまま額面通り理解すべきことを明らかにした上で、聖武が執着した「大夫人」とは藤原氏が案出し王権が同調した私的な美称であったと推測されること、次いで、この「大夫人」使用の意図は宮子の尊貴性を高めて准皇太后とすることにあり、それは後年の当麻山背の場合も同様であったこと、また、三千代の「大夫人」には娘の光明子の尊貴性を高める意図があったこと、さらに、この種の美称（他に「大皇后」・「太后」など）は王権と藤原氏が皇位継承上多くの困難に直面した八世紀半ばの三十数年ほどの間に限り、宮子・三千代・光明子といった藤原氏出身の女性を主対象として行われたこと、最後に、この事件から太政官が律令を拠所として天皇の恣意を制約する権能を有していたことを主張した吉田孝・早川庄八両氏の学説は大枠において承認すべきであるとした上で、この事件の本質的構図は聖武・藤原氏と長屋王との対立であり、長屋王には単なる称号問題を越えて藤原氏がやがて王権・国家を私物化しかねないことへの憂慮があったこと、などを論説した。